

**令和 8 年度三原市高校生キャリア形成支援推進業務  
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、令和 8 年度三原市高校生キャリア形成支援推進業務を委託するに当たり、実効性が高いと思われる企画提案を行った者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度高校生キャリア形成支援推進業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度三原市高校生キャリア形成支援推進業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

(4) 予算額

1,500,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当総額を含む。）

3 参加資格

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）

4 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 4 日（木）17 時
企画提案審査（ヒアリング）	令和 8 年 6 月 8 日（月）午前（予定）
選定結果通知（予定）	令和 8 年 6 月中旬

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メール送信により提出すること。件名は「質問（高校生キャリア形成支援）」とすること。受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年5月28日(木)17時まで【必着】

(3) 提出先

「9 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、随時、三原市ホームページへ掲載する。

6 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

イ 添付書類(該当者のみ ※を参照) 1部

※令和7・8年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも掲載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

(ア) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(イ) 印鑑証明書 ※写し可

(ウ) 決算書の写し(申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書)

(エ) 市税の滞納のない証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書((その3)または(その3の3))※写し可

ウ 見積書 1部

・様式は任意とするが、合計金額(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む)のみではなく、業務ごとの内訳も明記すること。

エ 企画提案書(A4版、任意様式) 1部

・ページ番号を各ページの下部に印字すること。

・企画提案書は任意様式とするが、「審査基準」との対応関係が確認しやすいように作成すること(類似業務の実績、校内・校外・講座受講支援の考え方、全体スケジュール等)

・提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

・社外の協力を求めるときは、協力会社の概要(社名、協力を受ける内容等)を記入すること。

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」のうち「ア・ウ・エ」は電子データ(PDF形式等)で用意し、電子メール送信により提出すること。件名は「参加表明書・企画提案書(高校生キャリア形成支援)」とすること。受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

「(1) 提出書類」のうち「イ」については、持参又は郵送で提出するとともに、写しを電子データ(PDF形式等)で用意し、電子メール送信により提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

(3) 提出期限

令和8年6月4日(木)17時まで【必着】

(4) 提出先

「9 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

## 7 審査方法及び基準

提出された企画提案書を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の1事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

### (1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

### (2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和8年6月8日（月）午前（予定）

会場：三原市役所本庁舎内会議室、又は、オンライン参加（Microsoft Teamsを想定）

（三原市港町三丁目5番1号）

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が会場に用意するものは、企画提案書を投影するディスプレイ、ディスプレイケーブル（HDMI）、電源コードとする。その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

### (3) 審査項目

別表の審査基準に基づき審査する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

## 8 その他

(1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。

(6) 市が定める評価基準点に満たない場合には失格とする。

(7) 優先契約交渉事業者を特定した後の契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。

(8) 優先契約交渉事業者は、契約締結後、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿への登載手続きを行うものとする。

(9) 提出書類については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

## 9 書類提出及び問い合わせ先

三原市地域政策部地域企画課（本庁舎4階） 担当：池本、熊野

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6011（直通）

E-Mail：[chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp)

## 別表

## 審査基準

区分	審査項目	評価の視点	配点
1 業務実施体制	(1) 業務理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的を適切に捉えているか</li> <li>・業務遂行に必要な体制が整っているか</li> <li>・スケジュールを組み立てることができるか</li> </ul>	15 点
	(2) 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務の実績があるか</li> </ul>	15 点
2 業務内容に対する提案	(1) 校内の講座開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の講座開催に関する実施方法や内容、回数等の提案内容の評価</li> </ul>	25 点
	(2) 校外の講座開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外の講座開催に関する実施方法や内容、回数等の提案内容の評価</li> </ul>	25 点
	(3) 講座の受講支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外のキャリア形成に資する講座の受講支援に関する実施方法や内容、回数等の提案内容の評価</li> </ul>	10 点
	(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他本事業の実施に関する工夫や提案があるか</li> </ul>	5 点
3 価格	(1) 見積金額	全提案者の最低価格 ÷ 当該提案者の提案価格 × 5 点（小数点以下第 3 位を四捨五入） ※予算額を超える提案は失格とする。	5 点
合計			100 点

※評価基準点 60.01 点以上の 1 事業者を、優先契約交渉業者として選定する。